

# 公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	政田サッカー場		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 競技場（野球場、テニスコート等）		
③ 担当課名	スポーツ振興課		
④ 開設年月日	平成25年4月		
⑤ 所在地	岡山市東区升田614番地11		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	58,700	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	軽量鉄骨造他/1,194	
	建設費(単位:千円)	103,577	
	施設内容	天然芝サッカー場2面、人工芝サッカー場1面、夜間照明、クラブハウス、倉庫、屋外トイレ、駐車場	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] スポーツ基本法 第12条
② 設置条例	[条例名] 岡山市社会体育施設条例
③ 条例に規定された設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	プロ仕様の高品質な天然芝を有するサッカー場として、市民のスポーツ振興の場になるとともに、岡山市スポーツ推進計画に掲げた「トップチーム・選手の強化」のための支援策として練習環境の向上に資する。
⑤ 設置目的等の達成状況	ファジアーノ岡山の拠点練習場としての役割を担っている。また、広く市民にも開放されており、スポーツ振興の場を提供している。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	1月4日～12月28日			
③ 開館時間	9:00～21:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	39,527人		
	令和4年度	44,377人		
	令和5年度	47,077人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	人工芝改修工事等			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料	3,064	3,101	2,979	3,048	
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		3,064	3,101	2,979	3,048	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料	33,493	33,493	33,493	33,493
		補助金等	0	0	40	13
	小計		33,493	33,493	33,533	33,506
	直接経費	維持管理費				
		光熱水費				
	小計		0	0	0	0
支出合計		33,493	33,493	33,533	33,506	
収支差額		-30,429	-30,392	-30,554	-30,458	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	16,392	20,488	20,572	19,151
	指定管理料	33,493	33,493	33,493	33,493
	補助金等	0	0	40	13
	自主事業収入からの繰入金	2,462	3,153	952	2,189
	その他(雑入等)	2,004	2,202	2,064	2,090
収入合計		54,351	59,336	57,121	56,936
支出	管理運営費	54,351	56,666	54,648	55,222
	事業費				
	その他				
支出合計		54,351	56,666	54,648	55,222
収支差額		0	2,670	2,473	1,714

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		284,673名の整備要望を受け、ファジアーノ岡山の練習拠点機能を持つ施設として整備された。トップチーム・選手の強化を支援するとともに市民の競技力向上のために必要な施設である。また、ファジアーノ岡山の練習拠点として親しまれることにより、市のPRになるとともに、地域や町の活性化の波及が期待される。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 民間のノウハウを活かした運営により集客力を高め、施設のPRや活性化につなげることができるとともに、スポーツ教室の開催などにより市民のスポーツ推進に寄与することが期待される。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		非公募
非公募の場合	非公募とする理由	・チームの拠点練習場として施設のPRを行うことが可能となり、利用率向上につながる。 ・プロならではの高度な技術指導を行うサッカー教室等、他団体に行うことができない独自の自主事業の実施により、高いレベルのスポーツ指導を市民に提供でき、市民のスポーツ推進に繋がるなど、施設機能を最大に活かす管理運営が可能となり、同社を管理者とすることが最も合理的と考えられる。
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名	株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)